

新旧対照表

新	旧
<p>高知県木材安定供給推進事業（路網の整備）の実施について</p> <p>高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の01体質強化・花粉削減の2路網の整備及び3スギ人工林伐採重点区域における路網の整備、02循環成長の2路網の整備に定める林業専用道（規格相当）整備、<u>森林作業道整備及び森林作業道の機能強化</u>については、以下により実施するものとする。</p> <p>1 「略」</p> <p>2 経費の積算（関連条件整備及び測量試験費を除く）</p> <p>（1）林業専用道（規格相当）</p> <p>① 直接工事費の積算は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「<u>森林整備保全事業建設機械等賃借積算基準</u>」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「<u>森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準</u>」に準じるものとする。</p> <p>②～④ 「略」</p> <p>⑤ 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事は、設計と分離して外部に発注すること。ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない<u>場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる場合</u>等の例外的な場合を除く。</p> <p>（注） 「略」</p> <p>⑥ 「略」</p> <p>（2） 「略」</p> <p>3 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の施工基準</p> <p>林業専用道（規格相当）の施工基準は、高知県林業専用道作設指針に基づき実施するものとする。また、森林作業道の施工基準は、高知県森林作業道作設指針に基づき実施するものとする。</p> <p>4 関連条件整備費</p>	<p>高知県木材安定供給推進事業（路網の整備）の実施について</p> <p>高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下「<u>交付要綱</u>」という。）別表第1の01体質強化・花粉削減の2路網の整備及び3スギ人工林伐採重点区域における路網の整備、02循環成長の2路網の整備に定める林業専用道（規格相当）整備<u>及び</u>森林作業道整備については、以下により実施するものとする。</p> <p>1 「略」</p> <p>2 経費の積算（関連条件整備及び測量試験費を除く）</p> <p>（1）林業専用道（規格相当）</p> <p>① 直接工事費の積算は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「<u>森林整備保全事業建設機械等賃料積算基準</u>」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準じるものとする。</p> <p>②～④ 「略」</p> <p>⑤ 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事は、設計と分離して外部に発注すること。ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない等の例外的な場合を除く。<u>なお、その場合は、別記1により、林業事務所長又は林業振興事務所長と協議のうえ取り決めるものとする。</u></p> <p>（注） 「略」</p> <p>⑥ 「略」</p> <p>（2） 「略」</p> <p>3 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の施工基準</p> <p>林業専用道（規格相当）の施工基準は、高知県林業専用道作設指針に基づき実施するものとする。また、森林作業道の施工基準は、高知県森林作業道作設指針に基づき実施するものとする。</p> <p><u>なお、これにより難い場合は、別記1により、林業事務所長又は林業振興事務所長と協議のうえ取り決めるものとする。</u></p> <p>4 関連条件整備活動費</p>

新旧対照表

新	旧
<p>関連条件整備費は、対象森林の調査、森林所有者の合意形成など事業主体が林業専用道（規格相当）整備・森林作業道整備及び森林作業道の機能強化に着手するうえで直接必要となる経費とし、要綱別表第1に定める定額以内の実費の積み上げとする。</p>	<p>関連条件整備活動費は、対象森林の調査、森林所有者の合意形成など事業主体が林業専用道（規格相当）整備・森林作業道整備に着手するうえで直接必要となる経費とし、交付要綱別表第1に定める定額以内の実費の積み上げとする。</p>
<p>なお、調査森林の区域、調査者の出役簿及び森林所有者の同意書など経費の内容を確認できる書類を整備しておくこと。（別紙1 参考様式を参照のこと）</p>	<p>なお、調査森林の区域、調査者の出役簿及び森林所有者の同意書など経費の内容を確認できる書類を整備しておくこと。（別紙1 参考様式を参照のこと）</p>
<p>5 <u>測量及び実施設計等</u></p>	<p>5 木材安定供給推進事業費補助金実施要領（以下「<u>実施要領</u>」という。）第4の8に規定する別に知事が定める基準は以下のとおりとする。</p>
<p>木材安定供給推進事業費補助金実施要領第4の3に規定する別に知事が定める基準は以下のとおりとする。</p>	<p><u>(1) 測量及び実施設計等</u></p>
<p><u>(1)</u> 測量等は外注できるものとし、その場合は、別記1-1または別記1-2により積算を行うものとする。</p>	<p><u>①</u> 測量等は外注できるものとし、その場合は、別記2-1または別記2-2により積算を行うものとする。</p>
<p>積算に際しては、原則、永久構造物を補助対象としていないことや、公的施設である林道と簡易施設である作業道との違い等を考慮し、適切に実施すること。</p>	<p>積算に際しては、原則、永久構造物を補助対象としていないことや、公的施設である林道と簡易施設である作業道との違い等を考慮し、適切に実施すること。</p>
<p><u>(2)</u> 「略」</p>	<p><u>②</u> 「略」</p>
<p>6 標準経費（査定設計）</p>	<p>6 標準経費（査定設計）</p>
<p>木材安定供給推進事業検査内規（以下、「<u>検査内規</u>」という。）第5のクに規定する作業道等の検査に基づき、事業体から提出された出来高設計書の事業量を確認、査定し、2の（1）に規定する請負施工に準じ経費を積算し、査定設計書を作成するものとする。</p>	<p>木材安定供給推進事業検査内規第5のキに規定する作業道等検査に基づき、事業体から提出された出来高設計書の事業量を確認、査定し、2の（1）に規定する請負施工に準じ経費を積算し、査定設計書を作成するものとする。</p>
<p>木材安定供給推進事業査定要領 2の（2）イにおける査定額とは、当該査定設計書を指すものとする。</p>	<p>木材安定供給推進事業査定要領 2の（2）イにおける査定額とは、当該査定設計書を指すものとする。</p>
<p>なお、査定に用いる単価は、請負施工の場合は事業発注に適用した月の単価を適用し、直営施工の場合は事業に着手（本体工事）した月とする。</p>	<p>なお、査定に用いる単価は、請負施工の場合は事業発注に適用した月の単価を適用し、直営施工の場合は事業に着手（本体工事）した月とする。</p>
<p>造林関係事業標準単価表については、事業に着手した月に属する単価を適用すること。</p>	<p>造林関係事業標準単価表については、事業に着手した月に属する単価を適用すること。</p>
<p>7 <u>作業道等の現地確認</u></p>	<p>7 <u>木材安定供給推進事業</u>検査内規第5のキに規定する作業道等の検査については、<u>別記3の届け出をもつて</u>現地確認を行い、<u>査定設計書</u>を作成することができるものとする。</p>
<p>検査内規第5のクに規定する作業道等の検査については、現地確認を行い査定設計書を作成することができるものとする。</p>	<p>7 <u>別記3の届け出をもつて</u>現地確認を行い、<u>査定設計書</u>を作成することができるものとする。</p>
<p>8 「略」</p>	<p>8 「略」</p>
<p>9 その他</p>	<p>9 その他</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

<p>(1) 「略」</p> <p>(2) 事業実施主体は、路網の整備の実施にあたり、別記<u>2</u>により内容を確認し、証拠書類等とともに保管しておくこと。</p> <p>附則</p> <p>「略」</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この実施基準は令和7年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(1) 「略」</p> <p>(2) 事業実施主体は、路網の整備の実施にあたり、別記<u>4</u>により内容を確認し、証拠書類等とともに保管しておくこと。</p> <p>附則</p> <p>「略」</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

新旧対照表

新	旧
---	---

(削除)

別記 1

木材安定供給推進事業に係る協議書

協議事項	協議結果

令和 年 月 日

林業（振興）事務所長 様

（補助事業者）
氏 名

別記 1-1 ~ 1-2 「略」

別記 2-1 ~ 2-2 「略」

新旧対照表

新

旧

別添1

採択基準一覧表

Table with 3 columns: Item, Criteria, and Remarks. It details selection criteria for forestry projects, including implementation主体, costs, construction methods, and various technical specifications like road design and safety measures.

別添1

採択基準一覧表

Table with 3 columns: Item, Criteria, and Remarks. This version of the selection criteria table includes additional details and specific requirements for various project components, such as road design and safety measures, compared to the 'New' version.

新旧対照表

新	旧
---	---

別紙1～2 「略」

(削除)

別紙1～2 「略」

別紙3(参考)

◎設計書作成の委託について《見積により別途積算すること》

【参考】(H28年度の参考単価)

◆請負工事により作業道を開設する場合

◎林業専用道(規格相当)の場合

単位:千円

区 分	実施設計書のみ	精算設計書まで	備考
1,000万円以下	約160	約420	消費税抜き
1,000万円を超え3,000万円以下	約210	約560	消費税抜き
3,000万円を超え5,000万円以下	約250	約670	消費税抜き
5,000万円を超え7,000万円以下	約280	約750	消費税抜き
7,000万円を超える	約310	約840	消費税抜き

◎森林作業道の場合

単位:千円

区 分	実施設計書のみ	精算設計書まで	備考
1,000万円以下	約160	約420	消費税抜き

※精算設計書までとは、実施設計書、変更設計書、精算設計書の3回分の設計書作成とする。

※2 上記参考単価は、正規の設計で算出した金額であり、委託先の見積金額とは異なる。